別表第三（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
（略）	（略）
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。
（略）	（略）

別表第四（第三十一条第一項関係）

特定有害物質の種類	要件
（略）	（略）
一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
（略）	（略）

別表第五（第三十一条第二項関係）

土地	指示措置
一　（略）	（略）
二　（略）	基準不適合土壌のある区域の側面に、不透水層（厚さが五メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒百ナノメートル（岩盤にあっては、ルジオン値が一）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。以下同じ。）のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）又は基準不適合土壌を当該地点であって、実施措置を講

別表第六（第三十六条関係）

法第七条第一項第一号の環境省令で定める汚染の除去等の措置	次項から六の項までの上欄に掲げる土地の土壌の汚染状態に応じ、それぞれこれらの項の中欄に定める指示措置及び下欄に定める汚染の除去等の措置
イ・ロ　（略）	
ハ　地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壌並びに地下水の第一種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量（当該土地にある地下水の当該土地より下流側かつ要措置区域の指定に係る第三十条各号の地点より上流側にある地点であって、実施措置を講	

別表第二（第九条第一項第二号関係）

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
（略）	（略）
シス―一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。
（略）	（略）

別表第三（第三十一条第一項関係）

特定有害物質の種類	要件
（略）	（略）
シス―一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること。
（略）	（略）

別表第四（第三十一条第二項関係）

別表第五（第三十六条、第三十九条関係）

土地	講ずべき汚染の除去等の措置
一　（略）	（略）
二　（略）	基準不適合土壌のある区域の側面に、不透水層のうち最も浅い位置にあるものの深さまで地下水の浸出の防止のための構造物を設置すること（以下「原位置封じ込め」という。）又は基準不適合土壌を当該土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）

環境省令で定める汚染の除去等の措置	次項から六の項までの上欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び下欄に定める汚染の除去等の措置
イ・ロ　（略）	
（新規）	